

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび弊社では、「オーストラリア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）」および「オーストラリア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）」（以下、各ベビーファンドといいます。）につきまして、実質的な運用を行なっております「オーストラリアリートマザーファンド」（以下、投資対象マザーファンドといいます。）の運用指図権限の委託先を、下記の通り、変更する予定ですので、お知らせいたします。

このたびの投資対象マザーファンドにおける約款変更は、その内容が重大なものに該当するため、各ベビーファンドの受益者に対し、法令に基づいて書面決議の手続きを開始いたします。

【変更対象ファンド】

証券投資信託 オーストラリアリートマザーファンド

※弊社設定の公募ファンドである「オーストラリア・インカム・バランス・ファンド（毎月分配型）」および「オーストラリア・インカム・バランス・ファンド（1年決算型）」は、「オーストラリア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）」を通じて、上記の投資対象マザーファンドへ投資しております。

【変更の理由および内容】

投資対象マザーファンドにつきまして、現在、その運用指図権限を日興AMリミテッドに委託しておりますが、このたび運用体制の強化と運用の効率化を図るため、当該運用指図権限の委託先を日興アセットマネジメント アジア リミテッドへ変更するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

【書面決議に関するスケジュール】

このたびの約款変更に関する書面決議手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎約款変更に関する書面決議の対象受益者の確定日	: 2018年7月17日（火）
◎議決権行使書面による議決権行使期限	: 2018年8月15日（水）
◎書面決議日	: 2018年8月21日（火）
◎約款変更実施日（予定）	: 2018年8月23日（木）

【書面決議の判定】

書面決議の手続きは、投資対象マザーファンドを投資対象とする各ベビーファンドにて行なっております。賛成の意思表示をされた各ベビーファンドの受益者（約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2018年7月17日現在の受益権口数を、投資対象マザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算し、その合計が2018年7月17日現在における投資対象マザーファンドの受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

また、本書面決議にて否決された場合は、投資対象マザーファンドの約款変更は行ないません

以上

2018年7月13日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
日興アセットマネジメント株式会社